イ 士二〇十六
ロ 創十二〇十、二六〇一　三下八〇一
ハ 士十七〇八
ニ 創三五〇十九
ホ 士三〇廿一

第一章

一 士師の世ををさむる時にあたりて國に饑饉ありければ一箇の人うの妻と二人の男子をひきつれてベツレヘムユダを去りモアブの地にゆきて寄寓る 二 うの人の名はエリメレク、うの妻の名はナオミうの二人の男子の名はマロンおよびキリオンといふ、ベツレヘムユダのエフラテ人なり彼等モアブの地にいたりて其處にをりしが 三 ナオミの夫エリメレク死てナオミとうの二人の男子のこさる 四 彼等おのおのモアブの婦人を妻にめとるうの一人の名はオルパといひ一人の名はルツといふ彼處にすむこと十年 五 マロンとキリオンの二人もまた死り斯ナオミは二人の男子と夫に後れしぞ 六 モアブの地にて聞おして彼エホバうの民を眷みて食物を之にたまふと聞けれどうの嫁とともにおあり彼等ユダの地より歸らんとしうの在ところを出たりうの二人の嫁これとともにあり彼等ユダの地にかへらんと途にすゝむ 八 爰にナオミうの二人の嫁にいひけるは汝らいゆきておのゝ母の家にかへれ汝らがかの死たる者と我とを善く待ひしごとくにねがはくはエホバまたなんぢらを善くあつかひたまへ 九 ねがはくはエホバなんぢらをして各々うの夫の家にて安身處をえせしめたまへと乃ちかれらに接吻をしければ彼等聲をあげて哭き 十 之にいひけるは我ら汝とゝもに汝の民にかへらんと 十一 ナオミいひけるは女子よ返れ汝らなんぞ我とゝもにゆくべけんや汝らの夫となるべき子猶わが胎にあらんや 十二 女子よかへりゆけ我は老たれば夫をもつをえざるなり假設われ指望ありといふとも今夜夫を有つとも而してまた子を生むとも 十三 汝等これがためにそれ其子の生長するまでまちをるべけんや之がためにそれ夫をもたずしてひきこもりをるべけんや女子よ然すべきにあらず我はエホバの手ののゝをてわれを攻しことを汝らのためにそれ痛くうれふるなり 十四 彼等また聲をあげて哭く

ロ 創十二〇十、二六〇一　三下八〇一
ハ 士十七〇八
ニ 創三五〇十九
ホ 士三〇廿一
ヘ 出四〇廿一 路一〇六八
ト 詩百廿二〇十五 太六〇十一
チ 書二四〇十五
リ 得一〇五、二〇廿
ヌ 提後一〇十六、十七、十八
ル 得三〇一
ヲ 創三八〇十一 申二五〇五
ワ 士二〇十五 伯十九〇廿一 詩廿二〇四、三八〇二三 九〇九十

カ 箴十七〇十七、十八〇二四
ヨ 士十一〇二四
タ 雷二四〇十五、十九　王下二〇二　路二四〇二八
レ 王下二〇二四、六
ソ 母二〇十一、十二
ツ 母上三〇十七、二五〇廿二
母下十九〇十三　王下六〇
子 徒廿一〇十四
ナ 太廿一〇十
ラ 雅廿三〇七　哀三〇十五
ム 伯一〇廿一
ウ 出九〇廿一、廿二　母二〇廿三　母下廿一〇九
イ 母三〇二、十二
ロ 母四〇廿一　太一〇五
ハ 利十九〇九　申二四〇十九
ニ 詩百廿九〇七、八　路一〇二八　撒後三〇十六

而してオルパはいろの姑わ接吻せしがルツは之を離れず　是ゐよりてナオミまたいひけるは視よ汝の妯娌はいろの民とろの神わかへり往く汝も妯娌わ之たがひてかへるべし　ルツいひけるは汝を棄て汝をはなれて歸ることを我わ催すなかれ我は汝のゆくところわ往き汝の宿るところにやどらん汝の民はわが民汝の神はわが神なり　汝の死るところわ我は死て其處わ葬らるべし若死別ゐあらずして我おんぢとわかれなばヱホバわれわかくなし又かさねてかくなしたまへ　彼嫗ぢ固く心をさだめて己とともわ來らんとするを見て之かゐ之わ言ふことを止たり　かくて彼等二人ゆきて終わベツレヘムわいたりしがベツレヘムにいたれる時邑こゝりて之がためにさわぎたち婦女等是はナオミなるやといふ　ナオミかれらにいひけるは我をナオミ（樂し）と呼なかれマラ（苦し）とよぶべしヱホバ痛く我を苦めたまひたれば　我盈足て出たるわヱホバ我を空くなりて歸ることめたまふヱホバ我を攻め全能者われをなやましたまふに汝等なんぞ我をナオミと呼や　斯ナオミそのモアブの地より歸れる嫗モアブの女ルツとともに歸り來れり即ち彼ら大麥刈の初わベツレヘムわいたる

第二章

一 ナオミにはうの夫の知己あり即ちエリメレクの族にして大なる力の人なりうの名をボアズといふ　二 妨にモアブの女ルツナオミにいひけるは請ふわれをして田わゆかしめよ我何人かの目のまへに恩をうることあらばうの人の後わ之たがひて穗を拾はんとナオミ彼わ女子よ往べしといひければ　三 乃ち往き遂わ至りて刈者の後に之たがひ田にて穗を拾ふ彼意はずもエリメレクの族なるボアズの田の中にいたれり　四 時にボアズベツレヘムより來りうの刈者等わ言ふねがたくはヱホバ汝等とともに在せと彼等すなはち答てねがはくはヱホバ汝を祝たまへといふ　五 ボアズその刈者を督る僕わいひけるは此は誰の女なるや

ホ 得二〇廿二
ヘ 母上二五〇廿三
ト 得一〇十四、十六、十七
チ 母上二四〇十九
リ 得一〇十六　詩十七〇八、三六〇七、五七〇一、六三〇七
メ 創廿三〇十五　母上一〇十八
ル 母上二五〇四
ア 創三四〇三、三十九〇三
ン 得三〇十八
カ 得二〇十四

六 刈者を督る人こたへて言ふ是はモアブの女わしてモアブの地よりナオミとともに還りし者なるがいふ請ふ我を之て刈者の後に之たがひて禾束の間に穗をひろひあつめ之めよと而して來りて朝より今わいたるまで此わあり其家にやすみし間は暫時のみ　八 ボアズルツにいひけるは女子よ聽け他の田わ穗をひろひゆくなかれ又此よりいづるなかれわゞ嬪等に離ずして此にをるべし　九 人々の刈ところの田わ目をとめてうの後わ之たゞひゆけ我少者等に汝にさはるなかれと命ぜしにあらずや汝渴く時は器の所わゆきて少者の汲るを飲めと　十 彼ヒおはち伏て地に拜し之にいひけるは我如何して汝の目の前に恩惠を得たるかなんぢ異邦人なる我を顧みると　十一 ボアズこたへて彼にいひけるは汝が夫の死たるより已來姑に盡したる事汝ゞその父母および生れたる國を離れて見ず識ずの民に來りし事皆わをに聞たり　十二 ねゞはくはヱホバ汝の行爲わ報いたまへねがはくはイスラエルの神ヱホバ即ち汝がうの翼の下に身を寄んとて來れる者汝に十分の報施をたまはんことを　十三 彼いひけるは主よ我をして汝の目の前に恩を之せしめたまへ我は汝の仕女の一人にも及ざるに汝かく我を慰め斯仕女に懇切に語りたまふ　十四 ボアズかれにいひけるは食事の時は此にきたりてこのパンを食ひ且汝の食物をこの醋に濡せよと彼すなはち刈者の傍に坐しければボアズ烘麥をかれに與ふ彼くらひて飽き其餘を懷む　十五 かくて彼また穗をひろはんとて起あゞりければボアズうの少者に命じていふ彼をして禾束の間にても穗をひろはしめよかれを羞ずむるなかれ　十六 且手の穗を故に彼がために抽落しおきて彼に拾ひ之めよ叱るなかれ　十七 彼かく薄暮まで田に穗をひろひてその拾ひし者を撲しに大麥一斗許ありき　十八 彼すなはち之を携へて邑にいり姑わうの拾ひし者を看せ且うの飽たる後に懷めおきたる者を取出して之にあたふ　十九 姑かれにいひけるは汝今日何處にて穗をひろひしや何の處

にて工作しや願い汝を眷顧たる者に禍祖わを彼すおむ。姑にその誰の所ゐ工作ゑかを告ていふ今日われ
に工作をおさしめたる人の名いボアズといふ　二十　ナオミ　媳にいひけるい願いニホバの恩かれにいたれ彼い
生る者と死る者とを棄ずして恩をほどこすナオミ　また彼にいひけるい其人い我儕に縁ある者にして我儕
の贖業者の一人なり　二　モアブの女ルツいひけるい彼また我にかたりて汝わが稚刈の盡く終るまでわが少
者の傍をはおるゝなのれといへりと　三　ナオミその媳ルツにいひけるい女子よ汝かれの婢等とともに出る
い善し然れば他の田ゐて人ゐ見らるゝことを免かれん　二三　是によりて彼ボアズの婢等の傍を離れずして穂
をひろひ大麥刈と小麥刈の終にまでおよぶ彼ろの姑とともにをる

第三章

一　爰に姑ナオミ彼にいひけるい女子よ我汝の安身所を求めて汝を幸ゐらしむべきにあらずや　二
夫汝が偕にありし婢等を有る彼ボアズい我儕の知己なるにあらずや視よ彼い今夜禾場にて大麥を簸る　三
然れば汝の身を洗て膏をぬり衣服をまとひて禾場に下り汝をろの人に志らせずしてろの食飲を終るを待て
四　而て彼が臥す時に汝ろの臥す所を見とめおき入てろの脚を掀開りて其處に臥よ彼なんぢの爲べきこと
を汝につげんと　五　ルツ姑にいひけるい汝がわれに言ところい我皆なすべしと　六　すゐむち禾場に下り凡て
ろの姑の命せしごとくおせり　七　偖ボアズい食飲をなしてろの心をたのゑませ往て麥を積る所の傍に臥す
是に於て彼潛にゆきろの足を掀開て其處ゐ臥す　八　夜半におよびて其人畏懼をおこし起かへりて見るに一
人の婦その足の方に臥ゐたれば　九　汝い誰ゐるやといふに婦こたへて我い汝の婢ルツゐり汝の裾をもて婢
を覆ひたまへ汝い贖業者なれゐり　十　ボアズいひけるい女子よねがはくいニホバの恩典ゐんぢにいたれ
汝の後の誠實い前のよりも勝る其い汝貧きと富とを論ず少き人に從ふことをせざれば　十一　されば女子

イ 野前七〇三六　撰前五〇八
ロ 得一〇九
ハ 得二〇八
ニ 得下十四〇二
ホ 士十九〇六、九、廿二　得下十三〇二八　結一〇十
ヘ 結十六〇八
ト 得二〇廿、三〇十二
チ 得二〇廿
リ 得一〇八

ヌ 箴十二〇四
ル 得三〇九
ヲ 得四〇一
ワ 申二五〇五　得四〇五　太廿二〇二四
カ 士八〇十九　耶四〇二
ヨ 繼十二〇十七、十四〇十六　哥前十〇卅二　哥後八〇廿一　撒前五〇廿二
タ 得二〇十　詩四一〇一
レ 箴十七〇十七
ソ 得三〇九、四〇六　利二五〇二五

よ懼るなかれ汝ご言ふところの事い皆われ汝のためにおすべし其いわごの邑の人皆ゐんぢの賢き女ゐるを
しれむゐり　十二　我いまことに贖業者ゐりと雖ゐ我よりも近き贖業者ゐり　十三　今夜い此に住宿れ朝におよびて
彼もし汝のために贖ふゐらば善し彼に贖はしめよ然ど彼もし汝のために贖ふことを好まずむニホバい活
く我汝のためゐ贖ん朝まで此に臥せよと　十四　ルツ朝までろの足の方に臥て誰彼の辨がたき頃ゐ起あがる
ボアズ此女の禾場ゐ來りしことを人に志ら志むべゐらずといへり　十五　而していひけるい汝の着る袿衣を將
きたりて其を開けよと卽ち開げゝれば大麥六舛を量りて之ゐ負せたり期して彼邑ゐいたりぬ　十六　爰ゐルツ
その姑の許ゐ至るゐ姑いふ女子よ如何ゐり志やと彼すゐはち其人の已ゐおしたる事をことゞく之ゐつ
げて　十七　而していひけるい彼空手ゐて汝の姑の許ゐ往くなのれといひて此六舛の大麥を我ゐゐたへたり　十八
姑いひけるい女子よ坐して待ち事の如何ゐなりゆくかを見よ彼人今日ろの事を爲終ずば安んぜざるべけ
れゐり

第四章

一　爰ゐボアズ門の所ゐのぼり往て其處ゐ坐しけるゐ前ゐボアズの言たる贖業人過りければ之ゐ
言ふ某よ來りて此に坐せよと卽ち來りて坐す　二　ボアズまた邑の長老十人を招き汝等此に坐せよといひけ
れば則ち坐す　三　時ゐ彼ろの贖業人にいひけるいモアブの地より還りしナオミ我儕の兄弟エリメレクの地
を賣る　四　我汝につげ志らせて此に坐する人々の前わが民の長老の前にて之を買へと言んと想へり汝もし
之を贖むんとおもい贖ふべし然ども之を贖むずば吾に告て志ら志めよ汝の外に贖ふ者なければなり
我いゐんぢの次ゐりと彼我これを贖むんといひければ　五　ボアズいふ汝ナオミの手よりろの地を買ふ日に
い死る者の妻なるモアブの女ルツをもして死る者の名をろの產業に存すべきなり　六　贖業人いひけるい

チ 申二五〇七、九

リ 申二五〇六

ヌ 詩百二七〇三、百二八〇三
ル 申二五〇九

ヲ 創三五〇十六、十九

リ 利上二〇廿
カ 創三八〇三九　代上二〇四
太一〇三

ヨ 出三〇十一
ベ 創二九〇卅一、卅三〇五

レ 路一〇五八　羅十二〇十五

ソ 創四五〇十一　詩五五〇廿二

ツ 利上一〇八

子 路一〇五八、五九

ナ 代上二〇四　太一〇三

ラ 民一〇七
ム 太一〇四

我いみづから贖ふあたはず恐くいわが産業を壞さん汝みづから我わかをりてあがなへ我あがなふことあたはざれば なりと　昔イスラエルにて物を贖ひ或い交易んとする事につきて事を定めたる慣例い斯のごとし卽ち此人鞋を脫て彼人にわたせり是イスラエルの中の証なりき　是ゐよりてろの贖業人ボアズにむかひ汝みづから買ふべしといひてろの鞋を脫たり　ボアズ長老および諸の民にいひけるい汝等今日見証をなす我ニリメレクの凡の所有およびキリオンとマロンの凡の所有をナオミの手より買たり　我またマロンの妻なりしモアブの女ルツを買て妻となし彼死る者の名をその産業わ存すべし是かの死る者の名をその兄弟の中ところの處の門に絶ざらしめんためなり汝等今日証をなす　門にをる人々および長老等いひけるいわれら証をなす願くいエホバ汝の家にいるところの婦人をして彼イスラエルの家を造り奈したるラケルとレアの二人のごとくならしめたまへんことを願くい汝エフラタにて能を得ベツレヘムゐて名をあげよ　願がくいエホバが此若き婦よりして汝ゐたまへんところの子に由て汝の家かのタマルがユダわ生たるペレツの家のごとくなるにいたれ　斯てボアズルツを娶りて妻となし彼の所にいりけれバエホバ彼を孕ましめたまひて彼男子を生り　婦女等ナオミにいひけるいエホバい讃べきかな汝を還すして今日汝に贖業人あらしめたまふその名イスラエルに揚れ　彼い汝の心をなぐさむる者汝の老を養ふ者とならん汝を愛する汝の媳卽ち七人の子よりも汝に善もの之をうみたり　ナオミその子をとりて之を懷に置き之が養育者となる　その隣人なる婦女等これわ名をつけて云ふナオミに男子うまれたりと其名をオベデと稱り彼いダビデの父なるエサイの父なり　偖ペレツの系圖い左のごとしペレツ、ヘツロンを生み

ヘツロン、ラムを生みラム、アミナダブを生み　アミナダブ、ナションを生みナション、サルモンを生み

ウ 代二〇十五　太一〇六

サルモン、ボアズを生みボアズ、オベデを生み　オベデ、エサイを生みエサイ、ダビデを生り

路得記　終

レ 詩六二〇八、百四二〇二
ソ 申十三〇十三
ツ 士十八〇六、可五〇三四
詩七〇五十、八〇四八
子 詩廿〇四、五
ナ 創卅三〇十五　得二〇十三
ラ 傳九〇七

ム 創四〇一
ウ 創卅〇廿二

井 母上一〇三

ノ 路二〇廿二
オ 出廿一〇六

ク 母上一〇十一、二八、三〇
十一、十八、三〇一
ヤ 民卅〇七
マ 母下七〇二五

ケ 申十二〇五、六、十一
フ 雷十八〇一

コ 路二〇廿二

エ 創四二〇十五　王下二〇
二、四、六
テ 太七〇七

ア 母上一〇十一、廿二
サ 創四二〇六
イ 詩一〇四六
ロ 詩九二〇十、百十二〇九
ニ 詩九〇十四、十三〇五、廿
ホ 〇五、三五〇九
出十五〇十一　申三〇二
四、卅二〇四
八九〇六、八
ヘ 申四〇三五　母下廿二〇卅
二

のまず惟わが心をエホバのまへに明せるなり　十六 嫡を邪おる女とおすなかれ我いわゞ憂と悲みの多きよりして今までかたれり　十七 エリ答へていひけるい安んじて去れ願くいイスラエルの神汝の求むる願ひを許したまへんことを　十八 ハンナいひけるいねがむくい仕女の汝のまへに恩をえんことをと期てこの婦さりて食ひ其顔ふたゝび哀しげならざりき　十九 是に於て彼等朝はやくおきてエホバのまへに拜をしかへりてラマの家にいたる而してエルカナ其つまハンナとまじわるエホバ之をかへりみたまふ　二十 ハンナ孕みてのち月みちて男子をうみ我これをエホバに求めし故なりとて其名をサムエル（エホバに聽る）となづく　二一 爰に其人エルカナ及び其家族みな上りて年々の祭物及び其誓ひし物をさゝぐ　二二 然ども ハンナい上らず其夫わいひけるい我いこの子の乳をあれするに及びてのち之をたづさへゆきエホバのまへにあらはれしめ恒にかしこわ居らしめん　二三 その夫エルカナ之にいひけるい汝の善と思ふところを爲し此子を乳むなすまでとゞまるべし只エホバの其言を確實あらしめ賜んことをねがふと斯くこの婦止まりて其子に乳をのませ其ちむあれするをまちしが　二四 乳むなせしとき牛三頭、粉壹斗、酒壹囊を取り其子をたづさへてシロわあるエホバの家わいたる其子なほ幼稚し　二五 是に於て牛をころしその子をエリの許に携へゆきぬ　二六 ハンナいひけるい主よ汝のたましひは活くわれいかつてこゝにてあんなの傍にたちエホバわいのりし婦あり　二七 われ此子のためにいのりしにエホバわが求めしものをわたへたまへり　二八 此故にわれまたこれをエホバにさゝげん其一生のあひだ之をエホバにさゝぐ斯てかしこわてエホバをゝがめり

第二章

一 ハンナ禱りて言けるい我心いエホバによりて喜び我角はエホバによりて高し我口い己ごの敵の上わはりひらく是は我汝の救拯によりて樂むゞの故あり　二 エホバのごとく聖き者いあらず其は汝の外に有る者なければあり又われらの神のごとき磐いあることなし　三 汝等重ねて甚く誇りて語るなかれ汝等の口より慢言を出すなかれエホバい全知の神わしして行爲を裁度りたまふなり　四 勇者の弓い折れ倒るゝ者い勢力を帶ぶ　五 飽足る者い食のために身を傭いせ飢たる者い憩へり石女い七人を生み多くの子を有る者い衰ふるにいたる　六 エホバい殺し又生したまひ陰府に下しまた上らしめたまふ　七 エホバい貧から玄め又富しめたまひ卑くしまた高く玄たまふ　八 茫弱者を塵の中より擧げ窮乏者を埃の中より升せて王公の中わ坐せ榮光の位をつぐしめたまふ地の柱いエホバの所屬なり　九 エホバ其上わ世界を置きたまへり　十 エホバ其聖徒の足を守りたまはん惡き者は黑暗にありて默すべし其い人力をもて勝つべからざればなり　十一 エホバと爭ふ者い破碎かれんエホバ天より雷を彼等の上にくだし地の極を審き其王わ力を與へ其膏そゝぎし者の角を高く玄たまへん　十二 エルカナラマわ往て其家わいたり玄ゞの稚子い祭司エリのまへわありてエホバわつかふ　十三 さてエリの子い邪なるものわしてエホバを玄ちざりき　祭司の民における習慣い斯のごとし人祭物をさゝぐる時肉を烹るわひだわ祭司の僕三の齒ある肉叉を手わとりて來り　十四 之を釜あるひい鍋あるひい鼎わ突きいれ肉叉の引きわぐるところの肉い祭司みおこれを己わとる是くシロわ旅て凡てろこに來るイスラエル人にあせり　十五 脂をやく前にも亦祭司の玄もべ來り祭物をさゝぐる人わいふ祭司のためわ燒くべき肉をあたへよ祭司い汝より烹たる肉を受けず生腥の肉をこのむと　十六 もし其人これわむかひ直ちに脂をやくべければ後心のこのむまゝに取れといはば僕之わいふ否今あたへよ然らずば我強て取んと　十七 故に其壯者の罪エホバのまへに甚だ大あり人々エホバに祭物をさゝぐることをいとひたればなり　十八 サムエルなほ幼して布のエポデを着てエホバのまへわつかふ　十九 また其母これがために小き明衣をつくり歲

ト 詩九四〇四　厚三〇十三
チ 詩三七〇十五、十七、七六
〇三
リ 詩三四〇十　路一〇五三
ヌ 詩百十三〇九
ル 申五四〇一　耶十五、九
チ 申卅二〇三九　伯五〇十八
何六〇一　耶十五、九
ワ 伯一〇廿一
カ 詩七五〇七
ヨ 詩百十三〇七、八　但四〇
十七　路一〇五二
タ 伯三六〇七
レ 伯三六〇四、五、六　詩二四
〇二、百一〇二五、百四〇
五　來二〇三
ソ 詩九一〇十一、百廿一〇三

ツ 詩二〇九
ナ 母上七〇十　詩十八〇十三
子 撒九六〇十三、九八〇九
ラ 詩九九〇二四
ム 母上二〇十八、三〇一

ウ 申十三〇十三
井 士三〇十　耶廿二〇十六
羅一〇二八

オ 創六〇十一
ク 馬三〇八
ヤ 母上二〇十一
マ 出二八〇四　母下六〇十四

ノ 利三〇三四、五、十六

ト 詩九四〇四　厚三〇十三
チ 詩三七〇十五、十七、七六
〇三
リ 詩三四〇十　路一〇五三
ヌ 詩百十三〇九
ル 申五四〇一　耶十五、九
チ 申卅二〇三九　伯五〇十八
何六〇一　耶十五、九
ワ 伯一〇廿一
カ 詩七五〇七
ヨ 詩百十三〇七、八　但四〇
十七　路一〇五二
タ 伯三六〇七
レ 伯三六〇四、五、六　詩二四
〇二、百一〇二五、百四〇
五　來二〇三
ソ 詩九一〇十一、百廿一〇三

ケ 母上一〇三
フ 創十四〇十九
コ 母上一〇二八
エ 創廿一〇一
テ 母上二〇二六、士十三〇二
四 母上三〇十九、路一〇八十、二〇四十
ア 出三八〇八

サ 民十五〇卅
雲十一〇廿、蹤十五〇十
ユ 母上二〇廿一
メ 蹤三〇四、路二〇五二、徒二〇四七、羅十四〇十八
ミ 王上十三〇一
シ 出四〇十四、二七
ヒ 出二八〇二、四、民十六〇五、十八〇二、七

ヒ 利二〇三、十、六〇十六、七
〇七、八、三四、三五十〇十四、十五、民五〇九、十、十八〇八至十九
モ 申十二〇五、六
セ 申廿二〇十五
ス 出二九〇九

イ 耶十八〇九、十
ロ 詩十八〇廿、九、一〇十四
ハ 馬二〇九
ニ 王上二〇二七、結四四〇十
ヌ 母上四〇十一、十八廿、十四〇三十、廿二〇十八

毎ゐその夫とともに年の祭物をさゝげゐのぼる時これをもちきたるエリエルカナとうの妻を祝していひけるゐ汝ごのエホバゐさゝげたる者のためにエホバ此婦よりして子を汝ゐあたへたまへんことをねがふと斯てかれら其鄉にかへる　二　ゑかしてエホバハンナをかへりみたまひければハンナ孕みて三人の男子と二人の女子をうめり童子サムエルはエホバのまへにありて生育てり　三　こゝゐエリ甚だ老て其子等がイスラエルの人々ゐなせし諸の事を聞きまた其集會の幕屋の門にいづる婦人たちと寢たるを聞て　三　これゐいひけるゐ何ぞ斯る事をなすや我このすべての民より汝らのあしき行をきく　四　わが子よ然すべからずわごきくところの風聞よからず爾ら　五　エホバの民をしてあやまたしむ　人もし人にむかひて罪ををかさば神之をさばかんされど人もし　六　エホバゐむかひて罪ををかさば誰かこれごのためゐとりなしをゐさんやと　七　ゑかれども其子父のことばを聽ざりきそゐエホバかれらをころさんと思ひたまへばなり　八　童子サムエル生長ゆきてエホバと人とに愛せらる　九　茲ゐ神の人エリの許ゐ來りこれゐいひけるゐエホバ斯くいひたまふ爾の父祖の家ニシブトゐおいてパロの家ゐありしとき我明かゐ之ゐあらはれしゐあらずや　十　我これをイスラエルの諸の支派のうちより選みてわが祭司となしわゴ壇の上ゐ祭物をさゝげ香をたかしめ我前ゐエポデを衣ゑめまたイスラエルの人の火祭を悉く汝の父の家ゐあたへたり　十一　おんぞわが命ぜし犧牲と禮物を汝の家にてふみつくるや何ぞ我よりもなんぢの子をたふとみわゴ民イスラエルの諸の祭物の最も嘉きところをもて已を肥すや　十二　是ゆへゐイスラエルの神エホバいひたまへく我誠ゐ曾ていへり汝の家ゐよびゐんぢの父祖の家永くわがまへゐあゆまんと然ども今エホバいひたまふ決めてゑからず我をたふとむ者ゐ我もこれをたふとむ我を賤しむる者ゐかろんぜらるべし　十三　視よ時いたらん我汝の腕と汝の父祖の家の腕を

ホ 四八〇四

ヘ 王上十三〇三
ト 母上四〇十一
チ 王上二〇三五、代上二九〇廿二、結四四〇十五
リ 母下七〇十一、二七、王上十一〇三八、詩二〇二、十八〇五十
ヌ 詩二〇二、十八〇五十
ル 王上二〇二七

イ 母上二〇十一
ロ 詩七四〇九、歴八〇十一
ハ 創二七〇廿一、四八〇十、母上二〇廿三、四〇十五
ニ 出二七〇廿一、利二四〇三、代下十三〇十一
ホ 母上一〇九

ヘ 徒十九〇二

絶ち汝の家ゐ老たるもの无らしめん　三　我大いゐイスラエルを善すべけれど汝の家内ゐい災見えん汝の家ゐいこの〳〵ち永く老るものなかるべし　三　またわゴ壇より絶ざる汝の族の者ゐ汝の目をそこなひ汝の心をいたましめん又汝の家ゐうまれいづるものゐ壯年にゑて死なん　四　汝のふたりの子ホフニとピネハスの遇ところの事を其徵とせよ即ち二人ともゐ同じ日に死ゐん　五　我ゐわゴためゐ忠信なる祭司をゐこさん其人わゴ心とわゴ意にゑたがひてゐこなはんわれらの家をかたうせんかれわゴ嘗ゐ〳〵きし者のまへに恒にゐゆくべし　六　ゑかして汝の家にのこれる者ゐ皆きたりてこれゐ屈み一厘の金と一片のパンを乞ひ且いはんねがはくゐ我を祭司の職の一ゐ任じて些少のパンにても食ふことをえせしめよと

撒母耳記

一　童子サムエルエリのまへゐありてエホバにつかふ當時ゐエホバの言まれにして默示ゐること恒ならざりき　二　偖エリ目漸くくもりて見ることをえず此時其室に寢たり　三　神の燈なほきえずサムエル神の櫃あるエホバの宮に寢ね　四　時にエホバサムエルをよびたまふ彼我ゐ之ゐありと　五　いひてエリの許に趨ゆきいひけるゐ汝われをよぶ我こゝゐありエリいひけるゐ我よゐ之ず反りて臥よと乃はちゆきていぬ　六　エホバまたかさねてサムエルよとよびたまへばサムエルおきてエリのもとにいたりいひけるゐ汝われをよぶ我こゝにありエリこたへけるゐ我よゐ之ずわゴ子よ反りていねよ　七　サムエルいまだエホバを知らずまたエホバのことばいまだかれにあらはれず　八　エホバ三たびめに又サムエルをよびたまへばサムエルおきてエリの許にいたりいひけるゐ汝われをよぶ我こゝにありとエリ乃ちエホバの童子をよびたまひしをさとる　九　故ゐエリサムエルにいひけるゐゆきて寢ねよ彼若し汝をよゐ之ば僕聽くエホバ語りたまへといへとサムエルゆきて其室にいねしゐ　十　エホバ來りて立ちまへの如くサムエルサムエルとよびたまへばサムエル僕